

○国立大学法人筑波大学紫峰会基金細則

〔平成28年3月17日〕  
法人細則第7号

改正 平成29年法人細則第4号

令和3年法人細則第6号

国立大学法人筑波大学紫峰会基金細則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学基金規則（平成22年法人規則第40号）第4条第1項に基づく特定基金として、紫峰会基金を置く。

(目的)

第2条 紫峰会基金は、筑波大学（第4条第1号において「本学」という。）の学生の課外活動及び学生生活の支援等を目的とする。

(事業)

第3条 紫峰会基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 課外活動の支援に係る事業
- (2) 学生生活の支援に係る事業
- (3) 保護者等への広報活動に係る事業
- (4) その他特に必要とされる支援に係る事業

(支援者)

第4条 紫峰会基金は、前条の事業内容に賛同する次に掲げる支援者による寄附とする。

- (1) 本学の学生の保護者
- (2) その他紫峰会基金への寄附者

(運営委員会)

第5条 紫峰会基金の運営に関する事項を審議するため、筑波大学紫峰会基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 産学連携を担当する副学長
- (2) 学生を担当する副学長
- (3) 財務を担当する副学長
- (4) スチューデントサポートセンターに置かれる学生生活支援室の室長
- (5) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）

第36条の6の規定に基づき置かれる特定の事項をつかさどる職のうち事業開発推進を担当するもの

- (6) 学生部長
- (7) 事業開発推進室の室長
- (8) 学生部学生生活課長
- (9) 第4条第1号に規定する支援者のうちから次項に規定する委員長が指名する者 若干人
- (10) クラスの代表者による会議が選出した者により自主的に運営される組織の代表者 1人
- (11) 文化、体育、芸術に係る各分野ごとの課外活動団体の責任者により自主的に運営される組織の代表者 各1人
- (12) その他委員長が特に必要と認める者 若干人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 第2項第9号から第12号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 紫峰会基金の予算及び決算に関すること。
- (2) 紫峰会基金の受入れに関すること。
- (3) 支援者への謝意の表明等に関すること。
- (4) その他紫峰会基金の運営に関すること。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員会は、その審議結果について、筑波大学基金運営委員会に報告するものとする。

(運営費)

第6条 紫峰会基金の運営費は、寄附金をもって充てる。

(事業年度)

第7条 紫峰会基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第8条 紫峰会基金に関する事務は、事業開発推進室が学生部学生生活課と連携して行う。

(雑則)

第9条 この法人細則に定めるもののほか、紫峰会基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平29.3.23法人細則4号)

この法人細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令3.3.18法人細則6号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。